

あかしの水道

水道が うるおす日々の 健やかさ



特

水質検査

集

きめ細かな検査で 安全・安心の水道水

水道水の水質基準

水道水には水道法に基づく厳しい水質基準が定められています。

水質基準は、におい・色・味覚といったものや、健康に影響を与えるおそれのある化学物質に関するものなど50項目に及びます。各項目の基準値は、水道水として飲用に支障がなく、かつ一生飲み続けても、その物質が

健康に害を及ぼすおそれのない量に設定されています。水質検査の結果は、全ての項目で基準値を十分にクリアしています。

また、明石市水道部ではより安全でおいしい水をお届けするために、水質基準項目以外にも数多くの項目について検査を行い、良好で安心できる水質であることを確認しています。

水源からじゃ口まで 何重にも検査をしています

浄水処理後の検査

浄水処理した後は、浄水場出口、配水場出口、じゃ口（給水栓）と三重の検査を行い、みなさまに安心して水をお使いいただけるよう万全を期しています。じゃ口での検査は配水系統ごとに市内15箇所で行っています。

深井戸（地下水）

明石川（河川水）

野々池貯水池
亀池貯水池

水源の検査

明石川（9箇所）、貯水池（6箇所）、深井戸（約60箇所）の3つの水源を定期的に水質検査をしています。万ここで異常があれば、すぐに取水停止など適切な対応を取ることとしています。また、浄水場に取水する水は水質基準とほぼ同じ項目の検査を行っています。

浄水場

あかし

配水場

じゃ口（給水栓）



ご存知ですか？ 貯水槽（受水タンク）のこと

Q 全てのマンションに貯水槽はありますか？



4階建て以上の多くの建物には、貯水槽が設置されています。ご家庭にはいったん貯水槽にためられた水がポンプで送られます。

ただ平成10年度以降は、道路上の配水管（水道本管）と建物内の給水管を直接連結し、その途中のポンプで増圧して給水する「直結増圧式給水」に切り替える建物が増えていま

す。直結増圧式給水では増圧が必要ときだけポンプが稼動するしくみになっているので、常にポンプが稼動している貯水槽方式に比べると運転コスト（電力）がかかりません。また、配管内が常に水で満たされているため衛生面でも優れています。

Q 貯水槽の管理は、誰がどのように行っていますか？

貯水槽の設置者（マンションの所有者、管理組合、管理会社等）が責任を持って管理しています。

貯水槽は常に水で満たされているわけではありませんが、清潔に保つためには定期的な清掃などの適正な管理が必要です。

10mを超える貯水槽では、水道法で1年以内ごとに1回定期に清掃し、水質と書類などの管理状況に関する厚生労働大臣の登録を受

けた検査機関による検査を受けることが義務付けられています。（10mを超える貯水槽は、概ね25戸以上の集合住宅に設置されています。）

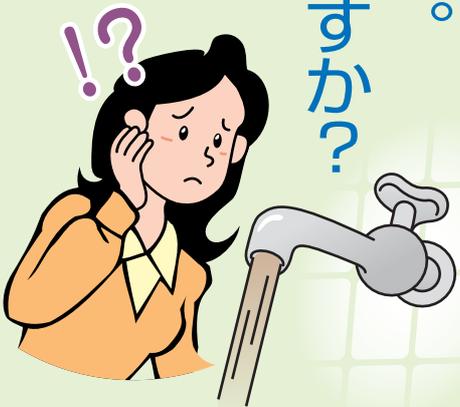
また明石市では10m以下の貯水槽についても、10mを超える貯水槽と同様の管理に努めるよう条例で規定して指導しています。

水道水がにごっています。

Q どのへ連絡すればいいのですか？

マンションなどの貯水槽方式で水道水がにごっている場合、配水管（水道本管）の事故によるものと、貯水槽内のごりや建物内配管の老朽化によるものが考えられます。

まず、水道部営業課（電話 918-50067）までご相談ください。



平成19年度 主な実施事業

●鳥羽浄水場 高度浄水処理施設の整備

市の中央部（明石川から大久保町までの一帯）を配水区域とする鳥羽浄水場では地下水を主な水源としています。海水の浸入による地下水の塩化などのため、利用できる地下水の量は年々減っています。今後、できるだけ長く地下水を利用するためには地下水の利用を抑制し、河川水（明石川）から取水し野々池・亀池にためている水の利用を増やしていかなければなりません。

今後、この河川水の利用の増加に対応するため、「高度浄水処理施設」を導入し、将来に渡って安全で良質な水道水を安定してお届けできる体制を整えます。

今年度は、施設の築造工事に向けた設計を行い、平成22年3月末の完成を予定しています。



●西部配水場 配水塔築造

西部配水場周辺の高台地区（大久保町西脇、魚住町金ヶ崎）には現在はポンプによる圧送方式で配水していますが、より安定した配水が行える自然の高低差を利用した自然流下による配水方式に切り替えるため、西部配水場内に配水塔を築造する工事を昨年度からの2か年事業で行っています。



この配水塔が完成すると、市内全域が自然流下による配水方式に統一されることとなります。完成は平成20年3月の予定です。

●魚住浄水場 夜間休日運転・監視業務の民間委託の準備

経営の効率化のために、現在、水道部が直営で行っている浄水場の運転・監視業務の一部を民間に委託する計画を進めています。委託にあたっては、安全な水を安定してお送りできることを絶対条件とし、また水道部職員の技術力の継承・向上を図る体制とするため段階的に進める必要があります。



●次期中期経営計画の作成

現在、取組みを進めている次期中期経営計画（平成16～19年度の実施状況を検証・評価し、水道使用者のみならず満足度向上とさらなる経営の効率化を目指した次期中期経営計画を作成します。）



必要があります。こうしたことから、今年度は魚住浄水場の夜間・休日の運転監視業務を委託する業者を選定し、その業者の研究を行います。委託の開始は平成20年度の予定です。

Information Aquarium

悪質な商法にご注意ください!!

水道部職員を装うなど悪質な詐欺や訪問販売が相次いでいます。水道部が、宅内水道管の洗浄や浄水器の購入、家庭配管の元につける磁器活性器などをご家庭にお勧めすることはありません。不要な契約を迫られたり、ご不審に思われたときは、はっきりとお断りください。



1 水道水の無料点検を理由に来訪し、「この水を飲むと体に悪い」と勧誘

2 水質検査、水についてのアンケート、パッキンの無料交換を理由に、家にあがりこみ勧誘

3 水道水の検査と称して塩素に反応する試薬を入れ、変色した水を指し「水が汚れているから」と勧誘

4 糖尿病やアトピーに効くと嘘の薬効を説明する

5 水道管から鉛が溶け出して危険と不安がらせて勧誘

勧誘の手口 **10**

6 じゃ口の大きさを見せてほしいとあがりこみ、勝手に浄水器を取り付けて請求

7 「水道部の方から来ました」などと公的機関から来たと思わせる「かたり商法」

8 判断不十分者に対して有無を言わず浄水器を取り付けて請求

9 夜（7時や8時）に来訪し、数人で長時間居座り勧誘

10 最初の金額から大幅な値引きを強調

高額な契約をする際は、その場で契約せず家族や友人など周囲の方と相談しましょう。

「明石市水道部営業課」☎918-5067
契約のトラブルは「あかし消費生活センター」☎912-0999へご相談ください。

水道料金等の減免制度

対象になる方と、減免額・減免期間は次のとおりです。

1 生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	申請後、決定された日以後の検針分から生活保護の受給期間中	

2 下記のいずれにも該当する「ひとり暮らし高齢者」

- 4月1日現在65歳以上で、市内に居住し住民登録もしくは外国人登録をされている方
- 一定の所得（老齢福祉年金の支給限度額）未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	申請後、決定された日以後の検針分から資格喪失日まで	

ご注意

- いずれの場合も申請が必要となります。また、市内で引越しをされた場合は改めて申請が必要となりますのでご注意ください。
- 「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なる場合は、減免が受けられません。

営業課 業務係 ☎918-5043

漏水のチェック方法

地中や床下またはトイレのタンクなど気がつかないところで、水が漏れていることがあります。水道料金が急に高くなるなど漏水の疑いがある場合は、次のようにして調べてみてください。

- 1 家の中すべてのじゃ口を閉める。
- 2 水道メーターのパイロットが回っていないか見る。

少しでも回っていたら、どこかで水が漏れている証拠です。

すぐに明石市指定給水装置工事業者に修理をご依頼ください。



水道メーターは、メーターボックスの中にあります。メーターボックスは、通常は玄関付近に設置してありますが、水道引き込み位置により異なる場合があります。

パイロット

6月1日から7日までは水道週間

全国水道週間スローガン

この期間中、水道部では市民の皆さまに水道について理解を深めていただくため、ポスターや横断幕の掲示などを行います。

「水道がうるおす日々の健やかさ」



明石市水道料金お客様センター

☎ 926-5507

（明石市水道部から委託を受けた第一環境株式会社）業務を行っています。

- 水道の使用開始・中止
- 水道使用者の名義変更
- 口座振替の申込み、口座の変更
- 水道料金等のお支払いについて
- 検針水量（使用水量）について など

水道部へのご意見・ご質問などをお寄せください

営業課 ☎ 918-5067

- 水が出ないとき
- 水がにごっているとき
- 道路から水がもれているとき
- ご家庭の水道工事について
- 貯水槽の維持管理について
- 指定給水装置工事業者について など

工務課 ☎ 918-5066

- 水道本管の工事について など

浄水課 ☎ 918-5068

- 水道水の水質について
- 浄水処理の方法
- 浄水場・配水場・貯水池・取水場について など

総務課 ☎ 918-5064

- 予算・決算について
- 広報紙・ホームページについて
- その他のお問い合わせ・ご意見

e-mail : meisuiso@city.akashi.hyogo.jp